

見附市選挙管理委員会告示第23号

不在者投票における投票用紙等の事前発送の開始日について

令和8年5月31日執行予定の新潟県知事選挙において、公職選挙法施行令第53条第1項及び第59条の4第4項の規定により、投票用紙及び投票用封筒を郵便をもって発送する場合、その発送を開始する日を令和8年5月14日と定める。

令和8年4月27日

見附市選挙管理委員会委員長 佐野 眞砂子